

論 説

障害者と司法

——ある聴覚障害者の裁判を通しての心理学的考察——

金 光 義 弘

川崎医療福祉大学 医療福祉学部 臨床心理学科

(平成9年11月19日受理)

The Legal Process for Handicapped People
— Psychological Considerations for Deaf-and-Dumb
Defendants in Courts of Law —

Yoshihiro KANEMITSU

*Department of Clinical Psychology
Faculty of Medical Welfare
Kawasaki University of Medical Welfare
Kurashiki, 701-01, Japan
(Accepted Nov. 19, 1997)*

Key words : legal treatment, handicapped person, deaf-and-dumb defendants, judicial evidence, psychological considerations

Abstract

The purpose of this study is to consider the validity of the legal process for deaf-and-dumb people from a psychological perspective. The main points at issue are as follows: (1) Validity of legal procedures against people who are unable to defend themselves, (2) Irrationality of indeterminate sentencing, which can be for as long as 17 years, (3) Lack of social support and education for disabled people, (4) Reliability and validity of judicial evidence prepared by psychological experts.

After a consideration of these problems, the following conclusions were drawn : (1) The Japanese judicial system has not been completely fair to disabled persons. Therefore, the present legal procedure should be reconsidered from the standpoint of human rights. (2) Psychological considerations should play a greater role in the question of human rights for handicapped people to promote normalization and provide social support.

要 約

本論文の目的は、一人の聾啞聴覚障害者が司法の場で裁かれることが妥当性について心理学的な考察を試みることである。

主たる問題の所在は次の4点である。(1)訴訟能力を持たない被告人に対する司法的処置の妥当性、(2)17年間という異常に長い裁判の違法性、(3)障害者に対する社会的援助や教育の欠如性、最後に(4)心理学者が作成した被告人鑑定書の妥当性と信頼性である。

これらに関する心理学的考察を通して以下の2点が結論づけられる。すなわち、(1)日本の司法制度は障害者に対する手厚い援助の手を差し伸べてこなかった。したがって、障害者に対する現行の司法的手続きを人権保障の観点から問い合わせなければならない。(2)心理学は障害者の人権問題に対して、ノーマライゼーションや社会的援助の方向から一層の貢献が期待されている。

緒 言

平成9年（1997年）6月17日、岡山地方裁判所（以下、岡山地裁と略称）第33号法廷において、他者との意思疎通困難な聴覚障害者である被告男性が窃盗罪に問われていた裁判の結審をみた。この裁判における争点は、窃盗の事実に関する点よりもむしろ、意思疎通が困難なうえ訴訟能力に問題があるとされる被告人に対する公判の進め方に向けられていた。その間、最高裁判所（以下、最高裁と略称）からの差し戻し審を含めて、実際に17年の長きにわたる時間を要し、特異な刑事裁判として全国的にも注目されるものとなっていた。翌日の新聞各紙は、全国紙・地方紙を問わず一斉に裁判の概略と結審の事実を報道した。その一例として6月18日付の毎日新聞¹⁾の記事を記す。

『差し戻し審が結審 聴覚障害者の窃盗事件弁護側控訴棄却を主張』手話も読み書きも出来ず、身ぶり手ぶりでしかコミュニケーションがとれない岡山市の聴覚障害者の無職の男性被告（61）が窃盗罪に問われた裁判の差し戻し審第9回公判が17日、岡山地裁であり、結審した。裁判所が公判停止の決定と控訴棄却判決のどちらの判断を示すかが注目されたが、樋崎康英裁判官は次回公判の期日を「追って指定する」とだけした。一中略一同裁判では、男性に黙秘権などを理解する訴訟能力がないことは検察、弁護側双方に争いはなく、①訴訟能力が回復するまで公判を中断する（公判手続きの停止）、②起

訴そのものが違法だとして公訴を棄却する、のどちらが妥当かが争点になっていた。—以下略—

筆者がこの裁判にかかわったのは、平成7年（1995年）に最高裁より差し戻された後の第1回公判から今回の第9回公判までの2年間であるが、その間に見聞したり関係資料に触れたりして得たものは大きい。これらの貴重な裁判材料について、主に心理学的視点からの若干の考察を試みることにする。

裁判の経過

聴覚障害を持つ被告男性（当時45歳）は昭和55年（1980年）9月、岡山地方検察庁（以下、岡山地検と略称）から合計11件、約21万円相当の盗みを働いたとして窃盗罪で起訴された。その後、岡山簡易裁判所から岡山地裁へ移送されて審理が開始されたものの、司法関係者とのコミュニケーションが成立しない異常な審理状況を通じ、取り調べそのものの違法性や、黙秘権の理解等を含む訴訟能力の欠如といった裁判の根幹に関わる諸問題が露呈される展開となった。その間被告人は岡山刑務所に未決拘留されたりもするが、支援者が身許引受人になり保釈され、一人暮らしの借家から裁判所に出頭するするようになった。

それから7年たった昭和62年（1987年）、岡山地裁は被告人に訴訟手続きが伝わらないとして「公訴棄却、公判中止」の判決を出した。ところが岡山地検は被告人に刑事責任を負う能力はあるとして控訴し、翌年に審理の場は広島高等

裁判所岡山支部（以下、高裁支部と略称）に移された。その3年後の平成3年（1991年）、高裁支部の判決が下され「一審判決を棄却、岡山地裁に差し戻し」となった。これに対し被告弁護側は判決を不服として上告し、最高裁の判断に委ねられることになった。同年最高裁の審理は開始されたが、4年の長期において、平成7年（1995年）やっと最高裁判決が下された。結果は「被告上告棄却、岡山地裁に差し戻し」となった。同年2月の最高裁判決の後、同年6月岡山地

裁において差し戻し審第1回公判が開始された。筆者はこの時点から公判の傍聴、被告弁護人との接触、報道関係者との情報交換、司法関係および認知発達心理学に関する文献調査などを通じて、結審にまで至る過程に対する考察の機会を得ることができた。なお、裁判の経過そのものは本論文の主旨と直接関係するものではないが、長期にわたった裁判の流れは後の心理学的考察と無関係ではないので、筆者が整理した資料²⁾を参考に表1に示した。

表1 裁判経過

1980年（昭和55年）9月	岡山地方検察庁が岡山簡易裁判所に公訴 <懲役1年を求刑>
11月	簡易裁判所から岡山地方裁判所に移送
12月	岡山地裁が審理を開始 被告人は未決拘留される
1981年（昭和56年）11月	拘留執行停止 中川一二三氏が身許引受人となる
1987年（昭和62年）11月	岡山地裁の一審判決 <公訴棄却> 岡山地検が控訴
1988年（昭和63年）10月	広島高等裁判所岡山支部が審理を開始
1991年（平成3年）9月	広島高裁岡山支部の判決 <一審判決棄却> 被告弁護側が上告 最高裁判所が審理を開始
1995年（平成7年）2月	最高裁判所の判決 <被告上告棄却・岡山地裁へ差し戻し>
6月	岡山地裁差し戻し審第1回公判 谷岡裁判長の人定質問 ビデオ録画採用
7月	差し戻し審第2回公判 弁護人が公判の中止を請求 新通訳人の選任
8月	差し戻し審第3回公判 検察側が意思疎通能力の鑑定を要請
9月	差し戻し審第4回公判 弁護人が意見陳述
10月	差し戻し審第5回公判 岡山地裁が鑑定の採用を決定
12月	京都地裁が鑑定人の選任手続き 伊東雋祐（全国手話通訳問題研究会委員長） 清水美智子（大阪教育大学教授）の2名が鑑定人として選任され鑑定作業を開始
1996年（平成8年）8月	鑑定書が提出される
1997年（平成9年）2月	差し戻し審第6回公判 審理が再開され鑑定書を証拠採用
3月	差し戻し審第7回公判 弁護側の証人尋問 中川一二三（身許引受人）
5月	差し戻し審第8回公判弁護側の証人尋問 指宿信（鹿児島大学法学部助教授）
6月	差し戻し審第9回公判 検察・弁護側双方の最終意見陳述で結審
7月	岡山地裁の決定 <公判手続きを停止> 弁護側が特別抗告

問題の側面

この裁判にはいくつかの重要な問題性が内包されていると思われる。その一つ目は、訴訟能力が欠如している被告人を「司法言語」によって裁くことの意味と妥当性である。二つ目に、言葉によるコミュニケーション手段が獲得されないまま、社会生活の困難が予想されたにもかかわらず聴覚障害者が放置され、孤立無縁な生活を余儀なくしてきた社会福祉のあり方である。3つ目の視点としては、読み書きや手話などの言語的・意思疎通手段を持たずに生きてきた一人の人間そのものに対する理解の仕方である。

これら3点についての詳細な論議は、法律学、社会福祉学、そして心理学などの各研究分野から十分深められる必要があろう。第1点と第2点に関しては、門外漢である筆者が裁判を通して見聞したことに対して抱いた疑問や問題点の指摘にとどめることとし、第3点目について若干の心理学的な考察を加えることにする。

1) 司法・裁判の視点から

(1) 捜査・取り調べのあり方について

① 逮捕令状の提示：被告人は岡山南署員によって逮捕されたが、その時点で文字が読めない者に逮捕令状はどのように提示されたか。

② 調書の作成：警察の取り調べ段階で、会話が成立しない被告人からどのように調書が作成されたか。

③ 弁護人選任権の伝達：弁護人とは何かとか、選任権があることなどをどのように伝えたか。（実際には国選弁護人として水谷賢氏が選任され、終始一貫して弁護業務を担当してきた。）

上記3点は一例に過ぎないが、客観的にみていずれの点も本件被告人にとっては理解不能であったに違いない。実際には稀なケースでもあり、捜査員との意思疎通が成立しなくともやむをえないという認識から、おそらく関係者の証言と状況証拠にのみ基づいて処理されたのではないか。

(2) 公判のあり方について

① 裁判の主旨説明：なぜ被告人が裁かれかかるの説明や、人定質問をはじめとする裁判を開始するに当たっての確認作業が正確に行われ

たか。

② 黙秘権の告知：都合の悪いことはしゃべらなくてよい権利のあることが正しく伝えられていたか。

③ 公判の召喚状：公判が開かれる日時を被告人にどのように伝えたか。（差し戻し審以降は図1³⁾のような絵文字の召喚状が送付されていた。）

④ 通訳人の選任：司法言語はもちろん日常言語も理解できない被告人に対して、公判中にやり取りされる言語内容を伝える通訳人を置いたか。（初期公判では手話通訳人が置かれたが、被告人に手話能力がないため伝わらず、差し戻し審以後は支援者の一人が身ぶり手ぶり通訳者として加えられた。同時に、被告人の理解の程度を確認する目的で、表情・動作の記録用にビデオ録画が採用された。）

⑤ 裁判の長期化：訴訟能力が欠如している被告人に対する裁判が希有な例とはいえ、裁判所の審理進度は遅く、17年間という長きに及んだ。（裁判の合議3人制から1人制への変更や裁判官や検察官の交代などを含め、迅速で一貫性のある裁判とはいえないかった。）

上記5点に関しては異例な裁判である証拠でもあり、司法関係者にとって研究や検討の必要な展開であったにちがいない。しかし、その一方で法治社会でのみ通用する概念や言語とは全

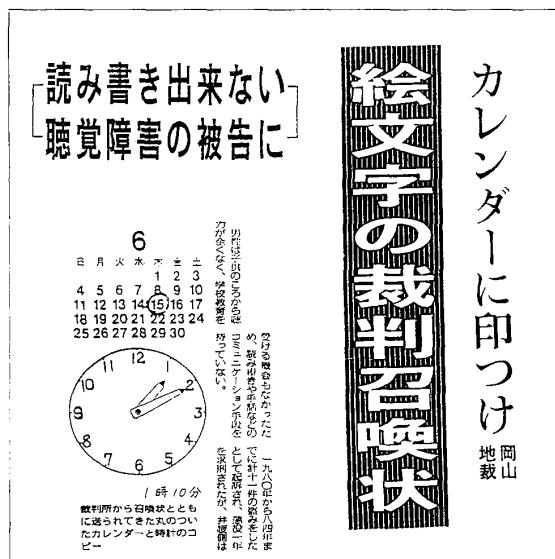


図1 絵文字の裁判召喚状の1部
(毎日新聞³⁾ 平成7年6月10日より抜粋)

く無縁な生き方をしてきた障害を持つ一市民が、人生後半の17年間を被告人として裁かれ続けなければならなかった事実はどの程度配慮されたのであろうか。

2) 教育・社会福祉の視点から

(1) 障害者に対する教育と社会福祉について

① 教育を受ける権利：生まれながらにして全く聴力がなくとも、文字や手話などのコミュニケーション手段獲得の教育がなぜ受けられなかつたのか。(終戦直後に被告人は遅れて岡山聾啞学校小学部1年に入ったが、家庭と学校での生活上のトラブルに巻き込まれ退学した後は教育を受ける機会を失い今日に至っている。)

② 日常の生活：両親や家族による健全な養育経験を持たぬまま、30歳前後に両親を亡くした後はどのような生活状態であったのか。(鑑定書⁴⁾によると、何件かの就労経験を持つが長続きせず、無就労生計による放浪癖が窃盗事件に巻き込まれるきっかけとなつたとみなされている。)

(2) 障害者の援助のあり方について

① 社会的生活状態：本件の裁判における拘留停止後、借家での一人暮らしを続ける障害者であり刑事被告人でもあるハンディはどのように克服してきたか。(視覚障害者でもある身許引受人と当時学生であった支援者が中心になつた行政への働きかけによって、障害福祉年金と生活保護費による経済的生活の保障は確保された。しかし、就労や手話教育の推進をはじめ社会人として生きる権利に関わる援助については多くの改善の余地が残されている。)

② 一般市民の関わり：コミュニケーション手段を持たない聴覚障害者の借家での一人住まいに対して、近隣の市民はどのような人間的触れ合いをしてきたのか。(曾根英二・他(1991)⁵⁾によるテレビの報道特集番組では、軒先の障害物の撤去を隣人が身許引受人に申し入れたり、家主の強引な撤去勧告をしたりするシーンが放映されていた。いずれも障害者に対する心からの援助や共存意識に欠けるものであり、市民の未成熟性が問われるところであろう。)

上記4点を含め、障害者に対する社会福祉のあり方や行政の対応において、障害者と健常者

との人権的平等性という福祉理念に関する我々自身の不完全な意識がもっと反省され、改善されなければならないと思われる。この問題についての論議は本論の趣旨から外れるところでもあり、別の機会に譲ってここでは問題の指摘にとどめ、次に心理学の視点からの考察に移ることにする。

本件公判の心理学的考察

公判を心理学的視点からみた場合の最大の関心事は、被告人の意思疎通能力に関する判断である。なぜならば、この点こそ本論の緒言でも指摘したように、意思疎通能力ひいては裁判における訴訟能力に問題のある被告人に対する、公判の進め方という最大の争点と深く関わるからである。

1) 意思疎通能力についての考察

(1) 言語性知能と動作性知能

人の意思疎通能力を問うためには、本人の言語的能力を分析・診断するのが通例である。しかし鑑定書⁴⁾によると、被告人の言語性知能は動作性知能とのバランスを著しく欠いた先天聾に特異的な典型例であるとされ、言語を必要としない知能検査（コース立方体テスト⁶⁾とWISC-R⁷⁾によって主に動作性知能に基づく知的能力を測定している。その結果「普通知の下」と判定されたが、皆無に等しい言語的知能をカバーするために、動作性知能をフルに活用することによって、普通よりもやや劣る程度の知能水準を維持しているものと解釈される。

ただし、貧弱な言語性知能に比して動作性知能が優れている傾向が指摘されたとしても、真の言語能力や意思疎通能力が無いことが明らかになったわけではない。そこで、鑑定においては、生活対象の概念、数・金銭・時間的概念、行動空間概念などに関する分析に加え、対人行動と意思疎通の実態調査が行われている。しかし、このような断片的な要素の調査では、表面的な意思疎通能力の程度を推測することはできたとしても、抽象的概念で構成される司法言語の理解、つまり訴訟能力の程度についての推論を導くことは不可能と考えられる。

本件の鑑定に求められたことは、長きにわたって争われた裁判の場における意思疎通能力の

程度と、訴訟能力の獲得の可能性に対する客観的かつ妥当な推論であったはずである。そのためには、認知心理学の基本的立場から、言語の機能的定義に基づいた質的かつ系統的な分析や調査がなされなければならなかつたのではなかろうか。

2) 言語獲得の「重層性」について

岡本夏木(1991)⁸⁾によれば、子どもが言語を獲得する過程には、乳児期から幼児期にかけての「ことばの誕生」と、学齢期を通しての「ことばの学習」とがあり、一般的言語はこの「重層性」において成り立つといふ。岡本は前者を「一次のことば」、後者を「二次のことば」と名づけているが、本論では簡略化してそれぞれ「一次言語」と「二次言語」と称して考察を進めることにする。一次言語とは、乳幼児が現実生活の中で特定の相手に対して、自らの欲求を満足させるために使用する道具としての機能を持つ。その言語的行動はきわめて本能的で生得的な要素が濃いものであり、その言語場面の文脈は「状況依存的」で、発信者と受信者とのサイン共有性から成り立っている。ここでは単純な音声はもちろん、身ぶり手ぶりや合図などのいわゆる非言語的といわれる手段も言語的働きを持つと考えられている。

一方、二次言語とは子どもが一次に続いて獲得する言語で、一定のルール（意味するものと意味されるものとの関係の約束）に基づいて機能する点が一次言語との著しい相違である。話し言葉や読み書き言葉をはじめ抽象語や概念語など、いわゆる言語といわれるもののほとんどがこれに属するといえる。すなわち、一次言語は発信人と受信人が同じ状況の中で文脈を共有しているために特段のルールを必要としないのに対し、二次言語は異なる状況にある不特定多数の者同士の間で用いられる意志伝達の道具であったりするために、その使用に際してはあらかじめ決められたルールに従っている必要がある。その意味では二次言語こそ、言語発達の上で學習的要素の強いコミュニケーション手段であり、その知的操縦要因は「思考」や「知能」の源といわれる所以でもある。

3) 重層性から見た被告人の意思疎通能力について

では本件被告人の意思疎通能力をどのように判断すべきであろうか。ここで意思疎通能力を問う場合、単にその程度を判断すべきではなく、意思疎通の質的要素を考慮した分析がなされなければならない。まず、状況的文脈が共有できる者との間においてのみ成立する一次言語レベルにおいては、日常生活において親しい人間関係にある身許引受人や支援者たちはもちろん、裁判を通じて親しくなった弁護人やマスコミ関係者などとの間の意思疎通はある程度成立していると判断される。

しかし、状況的文脈の共有性のない不特定多数の者の間において成立する、二次言語レベルでの意思疎通は困難であると判断せざるをえない。残念ながら彼の生い立ちからして、手話を含む話し言葉や読み書き言葉は全く獲得されておらず、それらを學習する機会を逸したまま今日に至っているのであり、以下に示すような場面での意思疎通の成立は極めて困難であると考えられる。

① 警察官や検察官が行ったと思われる被告人の過去の行為に関する質問(例えば、「あなたは○○○を盗んだか?」)

② 弁護人や支援者と交わす感情、価値、倫理など抽象的概念を用いた会話(例えば、「○○○をすることは面白くない、つまらない、良くないこと」)

③ 司法関係者との裁判に関わるやり取り(例えば、「弁護人選任権」、「黙秘権」などの権利や義務の説明)

④ その他の法廷の中で用いられる司法関係用語の確認(例えば、「証人」、「捜査」、「求刑」など数多くの専門用語の理解)

これらの場面においては、いずれも当事者と他者との状況的文脈の共有性がなく、被告人に十分なルール學習の機会が与えられていない限り理解不能な社会的場面なのである。すなわち、裁判における意思疎通とは二次言語レベルでのみやり取りされる言語的状況であり、現時点での被告人の訴訟能力は皆無に等しいと考えられる。

4) 被告人の訴訟能力の獲得可能性について

現時点での二次言語レベルにおける意思疎通

能力はゼロに近いとして、将来の見通しはどうであろうか。ここでは、先天的聴覚障害者として生まれ、二次言語獲得の機会を逸したまま60年余りを過ごした被告人が、今後において訴訟能力を獲得しうるか否かの検討がなされなければならない。

一般的には訴訟行為等の高次の言語操作には、記述的表現能力が獲得されていなければならぬといわれる。矢田部達郎(1956)⁹⁾の言語の本質論によれば、「記述的表現というのは抽象的な記号で、表現されるものと表現する記号との間に約束以外の実質的対応がない場合である」とされるように、二次言語と同様に意味するものと意味されるものとの関係が把握されていてはじめて、状況を越えた不特定多数の者同士の意思伝達が可能なのである(中島誠¹⁰⁾)。こうした二次言語に基づく記述的表現が獲得される過程は、一次言語の単なる拡張にあるのではなく、言語を含めた認知発達の質的な変化と考えるべきである(岡本夏木⁸⁾)。すなわち、先述の重層性言語における力動的な変容が生じることを意味しているのである。つまり、信頼関係にある特定の他者との間の一次言語による自然な意思疎通を基本として、さらなる社会的空間の広がりを求める不特定の他者との二次言語学習段階に移行すると考えられる。そのプロセスに関し、岡本夏木⁸⁾は「二次のことばの出発は、子どもにとって程度の差こそあれ、そこに当惑や混乱をもたらし、またそれを克服しながらこの新しいことばを行使して行くためには、意識的な注意の集中と緊張や努力が強く求められてくる。そして、さらにその背景には自分と他人、自分と集団の同一視という社会的な自我形成を不可欠としているのである。—中略—この二次のことばの獲得における子どもの苦闘は、恐らく大人の、またことばを研究していると自認する専門家たちの想像をこえたものであるにちがいない」と指摘する。要するに、記述的表現や二次言語の獲得は、我々が外国語を習得する困難さとは比較にならないほどの質的な困難さを伴うことは明らかなのである。

かくして、先天的聴覚障害者が学習機会を持つことなく、記述的表現としての二次言語を獲

得することは不可能であり、期待することはできないといわざるをえない。したがって本件被告人のように、60余年間にわたり、独自の一次言語を駆使して意思疎通を図ってきた者にとって、新たな手話言語や読み書き言語などによる二次言語学習の機会が与えられたとしても、訴訟能力などの獲得は事実上不可能であると結論されよう。

結 語

平成9年(1997年)7月8日、岡山地裁は「公判手続きの停止」の決定をし、被告人に通達した。その理由は、山陽新聞¹¹⁾によると「被告は黙秘事件などの理解が難しく、法廷での利害を判断して自分を防衛する訴訟能力を欠くとして、訴訟能力が回復するまで裁判を一時中断する『公判手続きの停止』の決定をした」と記されている。また朝日新聞¹²⁾や読売新聞¹³⁾によれば「樋崎裁判官は、いったん公判手続きを停止した上で、被告の訴訟能力の回復状況を見るのが相当である。訴訟能力の回復が皆無であるとは断言できず、生涯、被告人の地位に置かれるというものではないとして弁護側主張を退けた」と報じている。

これに対して同月13日、弁護側は公判手続きの停止決定を以下の理由で不服として最高裁に對して特別抗告した(山陽新聞¹⁴⁾)。

- ① 長期化した裁判を再開の見通しがないまま中断するのは迅速な裁判を受ける権利を侵害し憲法違反である。
- ② 被告が裁判手続きを理解できるまで言語的思考能力を発達させる可能性はありえない。
- ③ 今後も被告の立場のままでいるのは人道上問題である。

結局、本件被告人に訴訟能力のない点では裁判所、検察側、そして弁護側も一致していたにもかかわらず、公判の扱いについての考え方の対立が裁判を長期化させた。つまり、いったん始めた裁判の途中でその進行を妨げるほどの障害が明らかになったから一時中断または停止しようとする検察側の主張と、意思疎通能力も訴訟能力もない被告人を裁判言語によって裁くことは人権侵害であり公訴を取り下げ裁判そのものを中止しようとする弁護側の主張との対立で

あった。そして最終的に裁判所は検察側の主張を選択したのであるが、この決定に対する岡山地検次席検事の談話によれば「今後本人の努力と周辺の援助で、速やかに訴訟能力を回復することを期待する」(毎日新聞¹⁵⁾)とあるように、その判断の唯一の拠り所は「訴訟能力の回復の可能性」であったことは明らかである。

この判断根拠こそ、本論文を締めくくるに際しての最も気がかりな考察ポイントなのである。実はこの根拠を与えた裁判資料の一部として、心理学者が関わった鑑定書が重大な役割を果たしていると思われるからである。知能検査を始め聞き取り調査法を駆使した専門的データを示したうえで、恐らく願いを込めて述べられたであろう一般論としての意思疎通能力の獲得見通しが皆無ではない意味の心情的表現が、司法関係者によって過大評価され意図的に引用された可能性は否定できないと思われる。なお鑑定書⁴⁾の最後での「生きる限り可能性を追求する人間としての生涯学習の観点を、聾啞者だからといっ

て放棄すべきでなく、福祉的支援活動の一環としての手話サークルへの勧誘などが望まれる」記述を、司法関係者はどのように理解したかは定かでない。

心理鑑定や精神鑑定を行う者は、それぞれの学問の学者として研究者として、専門的知識や自身の人間性を総動員して相手と向かい合わねばならない(福島章¹⁶⁾)といわれる。本件の鑑定作業に当たっても感情に流されず、客観的で冷静な研究的態度によって二次言語の獲得困難性を理論検証的に明らかにしていれば、別の主張の根拠を与えることになり、裁判における被告人の扱いが異なったものになった可能性は否定できない。

最後に、この裁判を通して障害者と司法のあり方について考えさせられたことは、現在の司法は障害者に対して満足な援助の手を差し伸べているとはいはず、障害者自らが障害を克服しない限り健常者と対等な裁判が保証されないという現状に対する改善の緊急性である。

文献・資料

- 1) 毎日新聞(1997) 差し戻し審が結審。平成9年6月18日付朝刊。
- 2) 金光義弘(1996) ある聴覚障害者の裁判について。倉敷発達・障害・教育研究会発表資料、1-6。
- 3) 毎日新聞(1995) 絵文字の裁判召喚状。平成7年6月10日付朝刊。
- 4) 鑑定書(1996) 未公開裁判資料。
- 5) 曽根英二・他(1991) TBS報道特集 ある聴覚障害者の裁判。
- 6) Kohs. S. C. (1959) コース立方体組合せテスト。Kohs 製作 大脇義一編、三京書房。
- 7) 児玉省・品川不二郎・茂木茂八訳・編(1989) 日本版 WISC-R 知能検査法。尺度修正版、日本文化科学社。
- 8) 岡本夏木(1991) 一次のことばと二次のことば。ことばと発達、岩波新書、31-69。
- 9) 矢田部達郎(1956) 言語の機能。創元社、3-17。
- 10) 中島誠(1996) ことばの発達。中島誠・金光義弘・他編著、新・心の探検隊、アカデミア出版会、20-37。
- 11) 山陽新聞(1997) 聴覚障害者の公判停止。平成9年7月12日付朝刊。
- 12) 朝日新聞(1997) 岡山地裁、公判停止の決定。平成9年7月12日付朝刊。
- 13) 読売新聞(1997) 聴覚障害者の公判停止。平成9年7月12日付朝刊。
- 14) 山陽新聞(1997) 弁護側が特別抗告 岡山の聴覚障害者裁判。平成9年7月15日付朝刊。
- 15) 每日新聞(1997) 聴覚障害者窃盗事件 公判手続き停止。平成9年7月12日付朝刊。
- 16) 福島章(1995) 精神鑑定とは何か。講談社。